

十和田市

都市計画マスタープラン

－ 概要版 －



平成23年3月

青森県 十和田市

目 次

1 . 都市計画マスタープランとは	1
2 . 都市の将来像(全体構想)	1
3 . 分野別まちづくり方針(全体構想)	3
(1) 土地利用の方針	
(2) 市街地のまちづくり方針	
(3) 道路・交通体系のまちづくり方針	
(4) 観光のまちづくり方針	
(5) 自然環境と緑のまちづくり方針	
(6) 下水道・河川のまちづくり方針	
(7) 防災のまちづくり方針	
(8) 福祉のまちづくり方針	
(9) その他の公共施設のまちづくり方針	
4 . 地域別まちづくり方針(地域別構想)	7
(1) 元町地域	
(2) 前谷地・下平地域	
(3) 稲生地域	
(4) 金崎地域	
(5) 西小稲地域	
(6) 東小稲地域	
(7) 相坂地域	
5 . 実現化方策	11

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられます。

めざすべき都市の将来像と、その実現に向けて、土地利用や都市施設（都市計画道路、都市公園、下水道など）の配置や整備方針を示す、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものです。

対象区域と目標年次

対象区域：十和田市全域

目標年次：平成42年（2030年）

都市計画マスタープランの構成

「全体構想」・・・都市の将来像

「地域別構想」・・・地域ごとのまちづくりの方向性

「実現化方策」・・・構想実現に向けた基本的な考え方

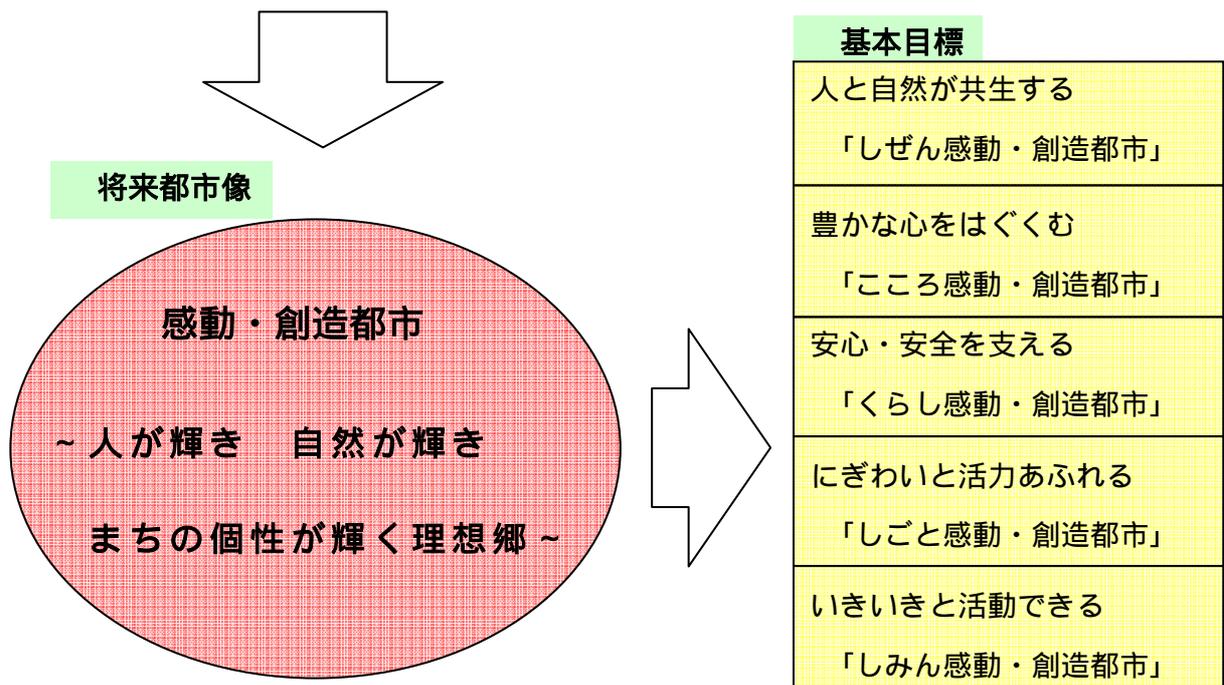
2. 都市の将来像（全体構想）

十和田市総合計画に定めるまちづくりの基本理念、将来都市像を十和田市都市計画マスタープランにおいても継承し、市民と行政による協働のもと、それぞれの役割を果たしながらまちづくりを進めていくことにより、本市を個性的で魅力的なまちに育てていくことをめざします。

基本理念

一人ひとりを大切に、人が輝くまちづくり
共生を大切に、自然が輝くまちづくり

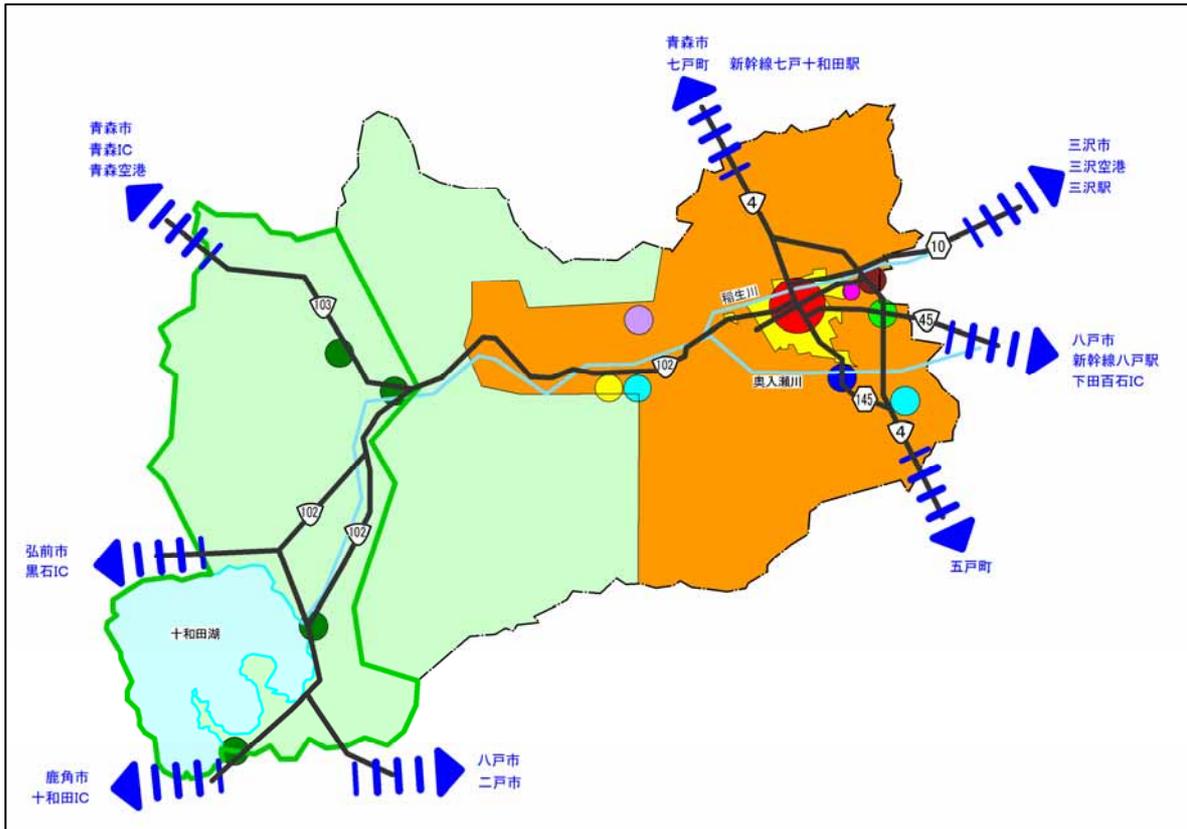
協働を大切に、個性が輝くまちづくり
感動と創造を大切に、将来に躍動するまちづくり



将来都市構造

将来都市像の実現に向け、市全体の地形や歴史・風土といった特性を生かしながら、各拠点をネットワーク化した、都市発展の骨組みである将来都市構造を設定します。都市を構成する主要要素として、「エリア」、「拠点」、「都市軸」からなる3つの要素の都市構造を設定します。

図 2-1 将来都市構造



凡 例			
● (Red)	都市拠点	● (Cyan)	交流拠点
● (Yellow)	地区拠点	● (Blue)	親水拠点
● (Purple)	スポーツ・レクリエーション拠点	● (Magenta)	研究開発拠点
● (Green)	観光拠点	● (Light Green)	物流産業拠点
⇄ (Blue dashed)	都市軸	● (Brown)	広域工業拠点
■ (Yellow)	市街地エリア	■ (Light Green)	森林エリア
■ (Orange)	農業エリア	■ (White with green border)	自然公園エリア

3. 分野別まちづくり方針（全体構想）

（1）土地利用の方針

良好な市街地形成のため、地域の特性や周辺環境に配慮しながら、だれもが住みやすく、賑わいのあるまちづくりをめざします。

住居系

- ・自然環境と調和した住環境の形成
- ・コンパクトなまちづくり
- ・生活基盤の整備など快適な住環境の形成

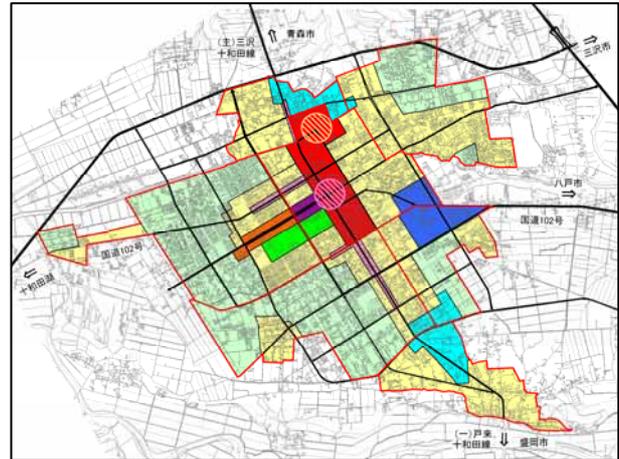
商業系

- ・中心市街地の賑わいの再生
- ・身近で利用しやすい近隣商業の集積

産業系

- ・環境負荷の少ない施設の誘導
- ・関連工業施設の利便性向上
- ・本市の玄関口の形成

図 3-1 ゾーン別土地利用方針



凡 例	
低中密度住宅ゾーン	中心商業ゾーン
低密度住宅ゾーン	近隣商業ゾーン
官庁ゾーン	多機能産業・業務ゾーン
観光拠点	自動車関連施設ゾーン
スポーツ・レクリエーション拠点	中心商業核
都市計画道路	駅前商業核

（2）市街地のまちづくり方針

未利用地の有効活用や適正な土地利用転換等、都市拠点の再生と魅力の創出をめざし、無秩序な開発の抑制や、まちなか居住を推進し、集約型の市街地形成を図ります。

既成市街地（人口集中地区 DID 区域¹）

- ・中心商業核の商業基盤の充実
- ・駅前商業核の観光に対応した整備

新市街地（人口集中地区以外の市街地）

- ・自然環境に配慮しながら生活基盤の整備

中心市街地

- ・2つの核を中心とした商業拠点の形成
- ・観光資源とともに観光拠点の形成

図 3-2 既成市街地と新市街地

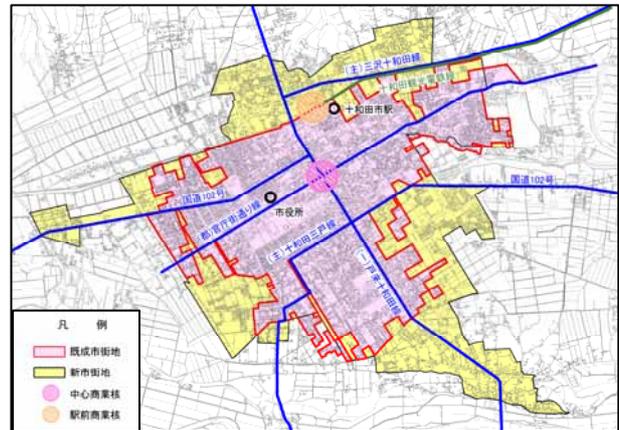
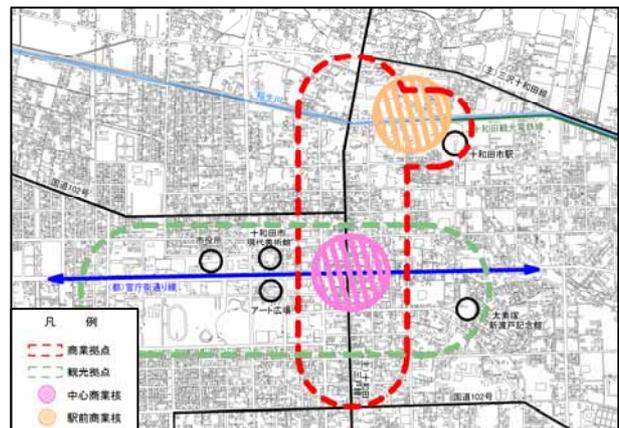


図 3-3 中心市街地



(1) DID 区域...国勢調査において設定される人口密度が 4,000 人/km² 以上の区域

(3) 道路・交通体系のまちづくり方針

市民生活の安全性や快適性及び利便性の向上を図るため、安心して生活できる道路網の整備を推進するとともに、鉄道やバス等の公共交通との連携を図り、効率的な交通体系の形成をめざします。

道路・交通体系

- ・都市計画道路の見直しと計画的な整備
- ・道路ネットワークの形成
- ・地域と調和した生活道路の整備

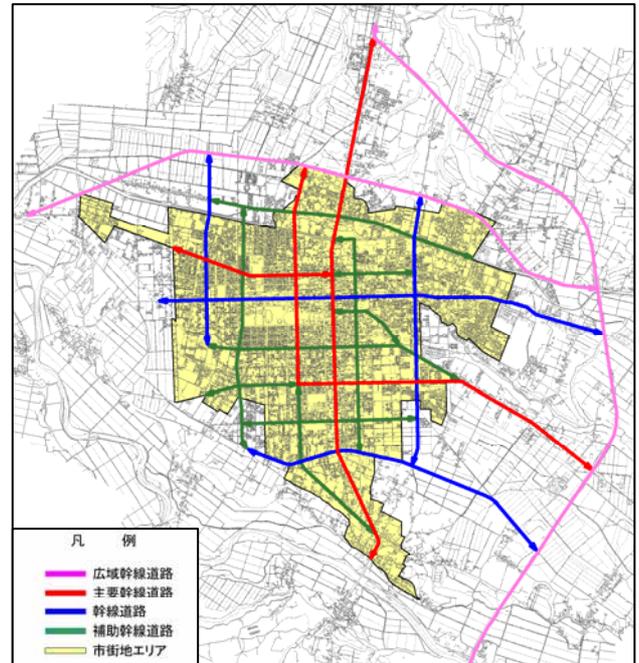
公共交通

- ・公共交通の維持、改善、充実
- ・道路整備と併せ、バス路線の再編の検討と利用促進

歩行者・自転車

- ・ユニバーサルデザインに配慮した、安心して快適な歩行者、自転車空間の整備

図 3-4 道路ネットワーク



(4) 観光のまちづくり方針

自然、歴史、文化等、地域の特性を活かし魅力ある観光資源を保全、活用しながら、各資源の連携により観光ネットワークを形成し、市内外の交流や賑わいのある観光まちづくりをめざします。

観光資源のネットワーク

- ・観光資源の連携による観光ネットワークの形成

観光基盤の強化

- ・観光ルートや案内サイン等、観光基盤の整備
- ・市内外への情報発信体系の形成と広域観光の連携強化
- ・自然環境に配慮した観光施設の整備や保全

(5) 自然環境と緑のまちづくり方針

水と緑の豊かな歴史風土を次世代に継承し、低炭素型都市構造⁽¹⁾を構築するため、水と緑を守り育み、自然とふれあう憩えるまちづくりをめざします。

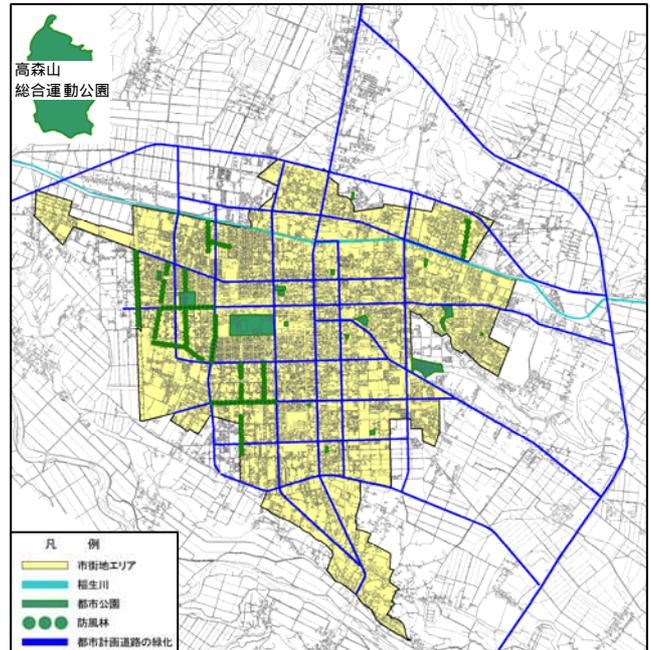
自然環境と緑地の保全や整備

- ・市街地を取り囲む郷土景観の保全
- ・都市公園や身近な緑地空間の確保
- ・水と緑を結ぶ潤いのある都市空間の形成

緑地の配置

- ・都市公園や稲生川など緑のネットワークの形成
- ・防風林の多目的な活用
- ・空地の緑化等、低炭素都市づくり
- ・市民と協働による身近な景観づくり
- ・緑地の適正配置による防災機能の向上

図3-5 緑のネットワーク



(6) 下水道・河川のまちづくり方針

下水道は、衛生的で快適な生活環境の創出、河川や公共用水路の水質保全に向けて、計画的な整備を推進します。

河川は、奥入瀬川、稲生川等、水と緑の親水空間、憩いの場となるような水辺の保全と整備を図ります。

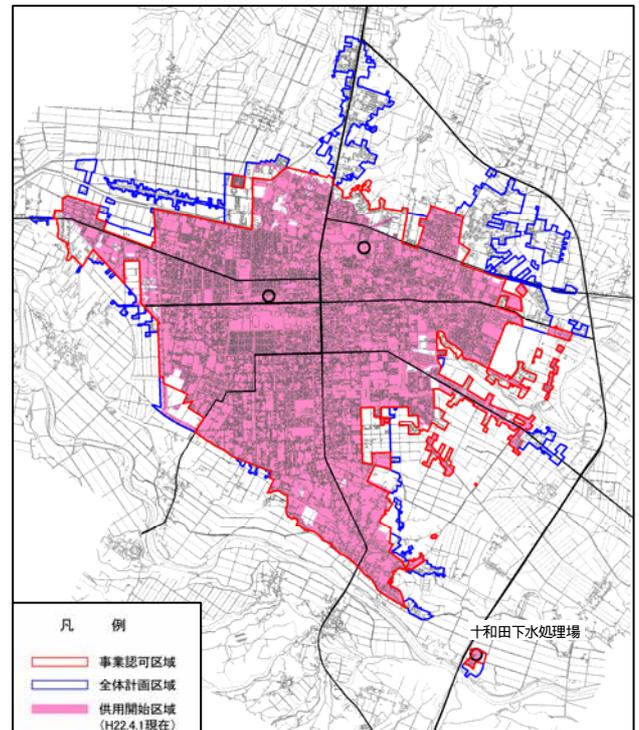
下水道

- ・市街地の動向や雨水排水処理と整合を図りながら、計画的な整備
- ・農村下水道の維持管理と更新
- ・下水道区域外での合併処理浄化槽の促進

河川

- ・治水対策や河川管理、河川美化
- ・親水空間として整備、活用

図3-6 公共下水道 十和田処理区



(1) 低炭素都市構造...CO₂削減に資する都市づくりで、緑化の推進や集約型の都市づくり

(7) 防災のまちづくり方針

安心、安全に暮らせるよう、防災機能の充実や強化、風水害や地震、火災等に対する安全性の向上、防災体制の強化など、災害に強いまちづくりをめざします。

防災機能の強化

- ・都市計画道路や生活道路の整備による避難路の確保
- ・除雪対策など、歩行者や自転車の安全の確保
- ・防風林や都市公園などのオープンスペースの確保

建築物の耐震化・不燃化

- ・公共公益施設の耐震診断と計画的な改修

自然災害対策

- ・防風林の保全や河川の治水対策

防災体制の強化

- ・警察、消防など、関係機関及び周辺市町村との連携強化
- ・市民の防災意識の高揚による自主防災体制の強化

(8) 福祉のまちづくり方針

少子・高齢化社会が進むなかで、高齢者や障がい者等、誰もが安心安全で、快適に過ごせるまちづくりをめざします。

安全な歩行空間の確保

- ・ユニバーサルデザインに配慮した、歩行空間の形成

公共公益施設の改善

- ・ユニバーサルデザインに配慮した、施設の改善や整備

住宅の改善

- ・住宅バリアフリーの意識の向上や市営住宅の計画的な改修、整備

ボランティア活動の推進

- ・ボランティア活動の支援による地域福祉の育成

子育て支援づくり

- ・子育てしやすい環境や、交流できる拠点づくり

(9) その他の公共施設のまちづくり方針

生活排水処理施設

- ・構成市町村と連携のもと、水質汚濁の防止と水環境の保全

清掃（ごみ）処理施設

- ・分別排出によるリサイクル率の向上や施設の延命化

斎場・墓園

- ・十和田地域広域斎苑の適切な維持管理

4．地域別まちづくり方針（地域別構想）

都市の将来像や分野別まちづくりの方針を基に、より細かく市街地エリアのまちづくりの方向性を表すものです。

地域区分は、土地利用の状況、幹線道路、主要な河川、用途地域等を考慮しながら、市街地エリアに7つの地域区分を設定し、地域ごとにまちづくりの方向性を設定します。

表4 地域データ

地域名	地域面積	地域人口
(1)元町地域	約 85.4ha	2,065 人
(2)前谷地・下平地域	約 193.8ha	6,719 人
(3)稲生地域	約 228.5ha	5,594 人
(4)金崎地域	約 279.1ha	10,349 人
(5)西小稲地域	約 258.1ha	7,905 人
(6)東小稲地域	約 119.0ha	2,881 人
(7)相坂地域	約 110.1ha	1,820 人

地域人口は平成21年 住民基本台帳による

図4 地域区分



(1) 元町地域 「各種産業と調和した快適な住宅地」

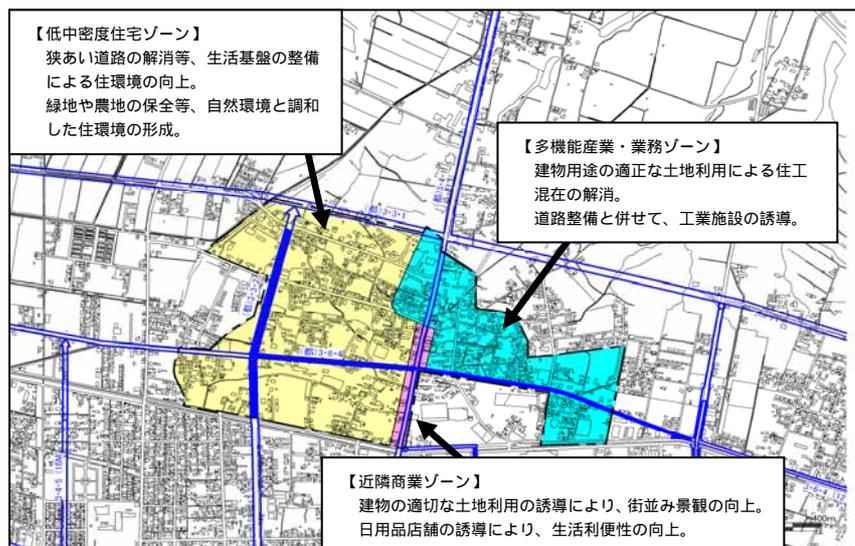
図4-1 元町地域のまちづくりの方針

【地域全体】

都市計画道路の見直しと計画的な整備。
公園や稲生川沿道の緑化等、緑のネットワークの形成。
まとまった農地の保全。
人口増加に併せた生活基盤の整備。

凡 例

- 低中密度住宅ゾーン
- 近隣商業ゾーン
- 多機能産業・業務ゾーン
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)



(2) 前谷地・下平地域

「学生が集う快適な住みよいまち」

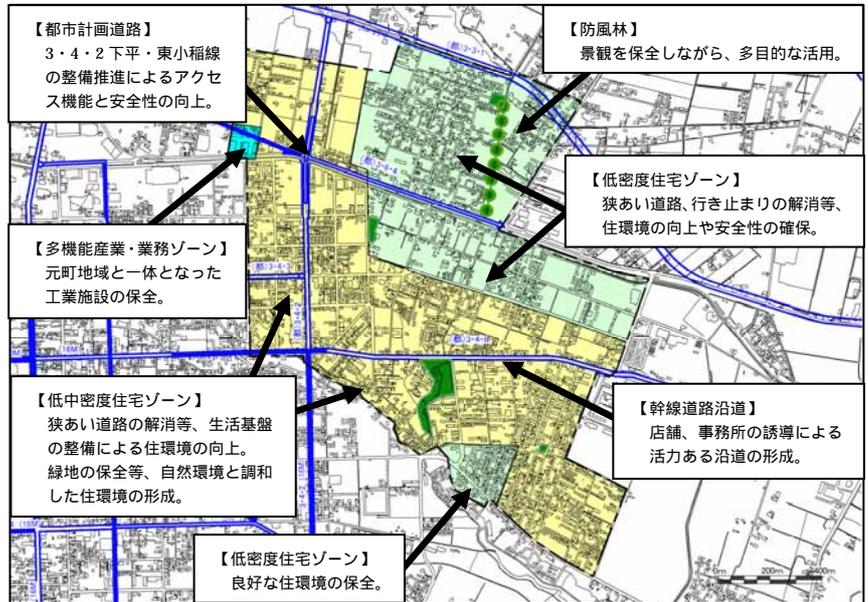
【地域全体】

都市計画道路の見直しと計画的な整備。
公園や稲生川沿道の緑化等、緑のネットワークの形成。
生活基盤整備による防犯、安全性の向上。

凡 例

- 低中密度住宅ゾーン
- 低密度住宅ゾーン
- 多機能産業・業務ゾーン
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園
- 防風林

図 4-2 前谷地・下平地域のまちづくりの方針



(3) 稲生地域

「文化を育み賑わいと感動あふれるまち」

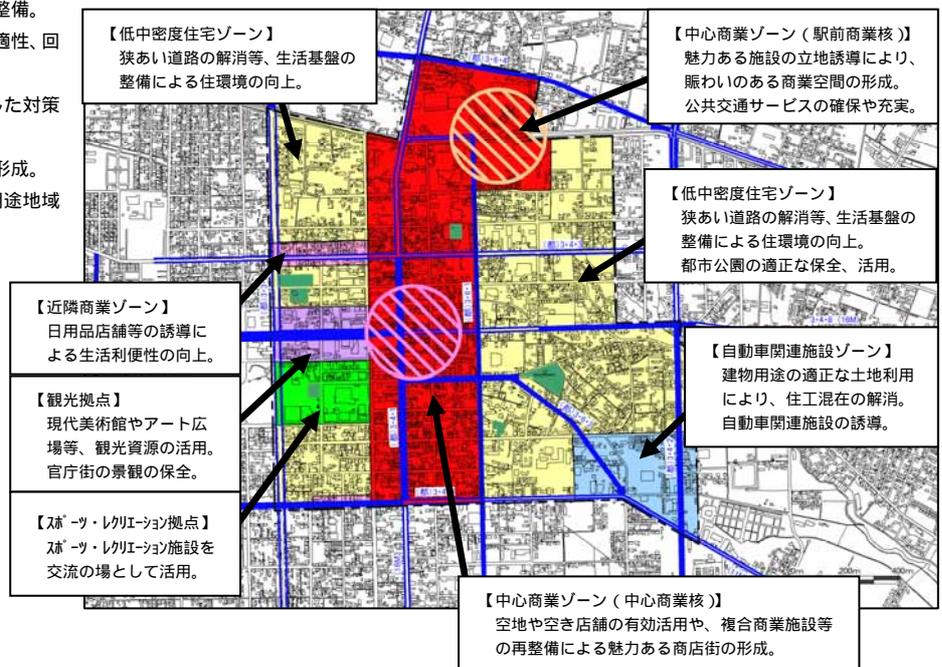
【地域全体】

都市計画道路の見直しと計画的な整備。
歩行空間の整備による安全性や快適性、回遊性の向上。
空地の緑化等、景観や環境に配慮した対策の検討。
稲生川沿道の緑化等、緑のネットワーク形成。
現状の建物用途を考慮し、適切な用途地域見直しの検討。
居住人口増加のため、対策の検討。

凡 例

- 低中密度住宅ゾーン
- 中心商業ゾーン
- 近隣商業ゾーン
- 自動車関連施設ゾーン
- 観光拠点
- スポーツ・レクリエーション拠点
- 中心商業核
- 駅前商業核
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園

図 4-3 稲生地域のまちづくりの方針



(4) 金崎地域

「緑と水に囲まれた賑わいあふれる住宅地」

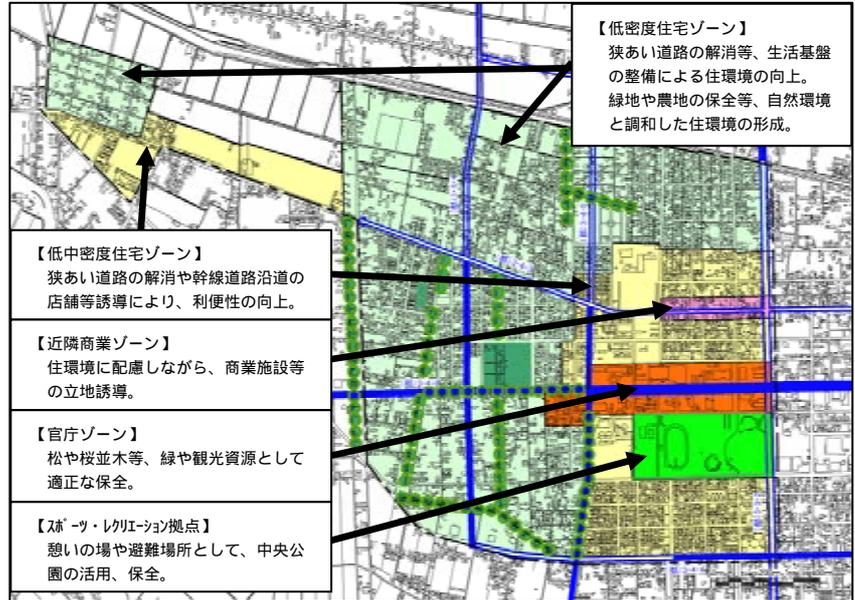
図 4-4 金崎地域のまちづくりの方針

【地域全体】

都市計画道路の見直しと計画的な整備。
公園の整備や緑道等、緑のネットワークの形成。
防風林の多目的活用等、新たな緑地の推進。
ユニバーサルデザインに配慮した公共公益施設の改善。
幹線道路沿道の商業施設等の誘導。

凡例

- 低中密度住宅ゾーン
- 低密度住宅ゾーン
- 官庁ゾーン
- 近隣商業ゾーン
- スポーツ・レクリエーション拠点
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園
- 防風林



(5) 西小稲地域

「緑あふれる自然と生活が調和したまち」

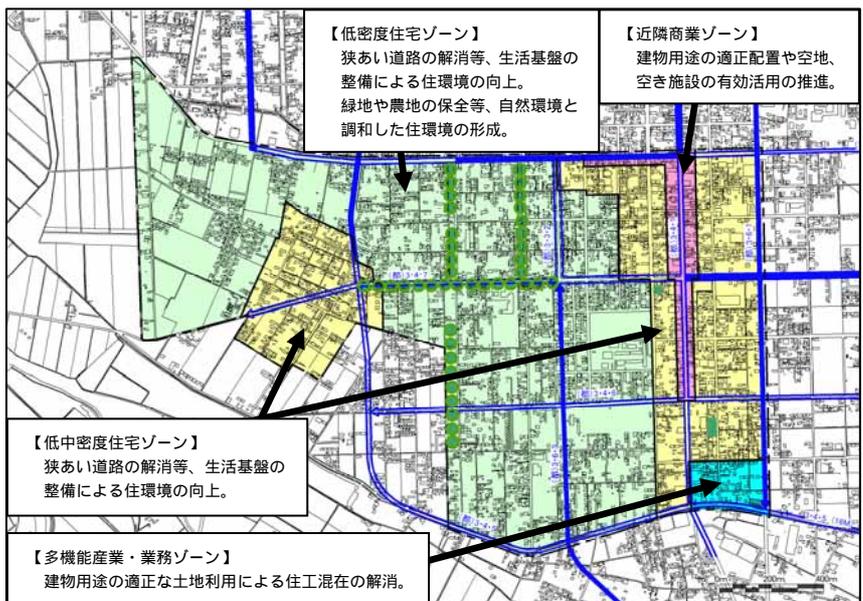
図 4-5 西小稲地域のまちづくりの方針

【地域全体】

都市計画道路の見直しと計画的な整備。
公園の整備や緑道等、緑のネットワークの形成。
防風林の多目的活用等、新たな緑地の推進。
幹線道路沿道の商業施設等の誘導。

凡例

- 低中密度住宅ゾーン
- 低密度住宅ゾーン
- 近隣商業ゾーン
- 多機能産業・業務ゾーン
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園
- 防風林



(6) 東小稲地域 「田園風景が広がり活気ある産業と調和した住宅地」

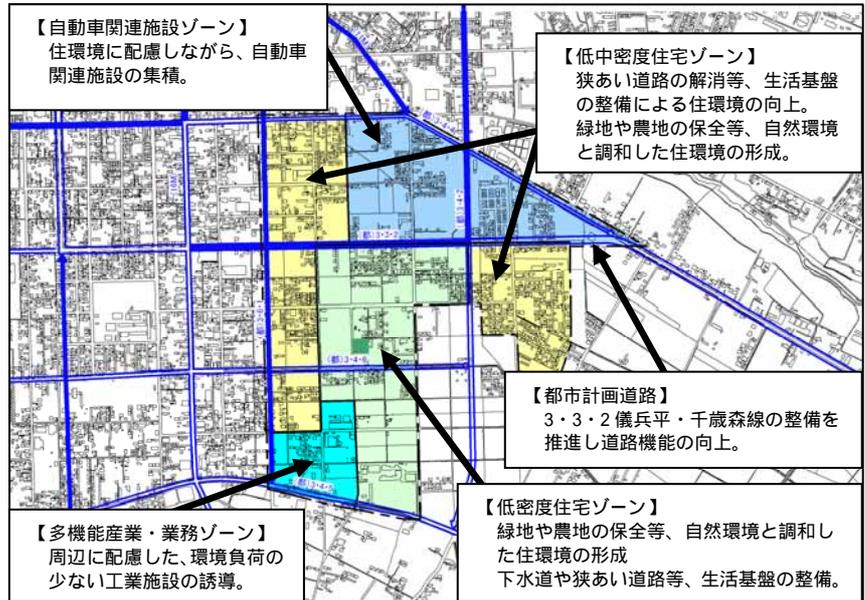
図 4-5 東小稲地域のまちづくりの方針

【地域全体】

都市計画道路の見直しと計画的な整備。
公園の整備や緑道等、緑のネットワークの形成。
(都)3・3・2 儀兵平・千歳森線沿道の適正な土地利用。
用途地域見直しを検討し、活気ある沿道の形成と後背地の住環境の保全。

凡 例

- 低中密度住宅ゾーン
- 低密度住宅ゾーン
- 自動車関連施設ゾーン
- 多機能産業・業務ゾーン
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園



(7) 相坂地域 「自然景観と活気ある産業が共存した住宅地」

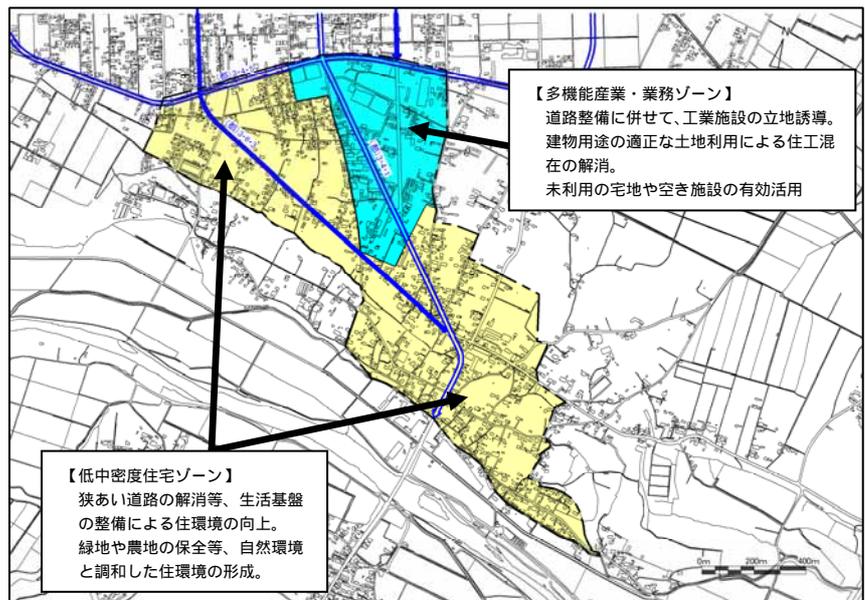
図 4-7 相坂地域のまちづくりの方針

【地域全体】

都市計画道路の見直しと計画的な整備。
公園の整備や緑道等、緑のネットワークの形成。
生活道路の整備による安全性の向上と、公共交通サービスの確保。

凡 例

- 低中密度住宅ゾーン
- 多機能産業・業務ゾーン
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)



5．実現化方策

実現に向けた基本的な考え方

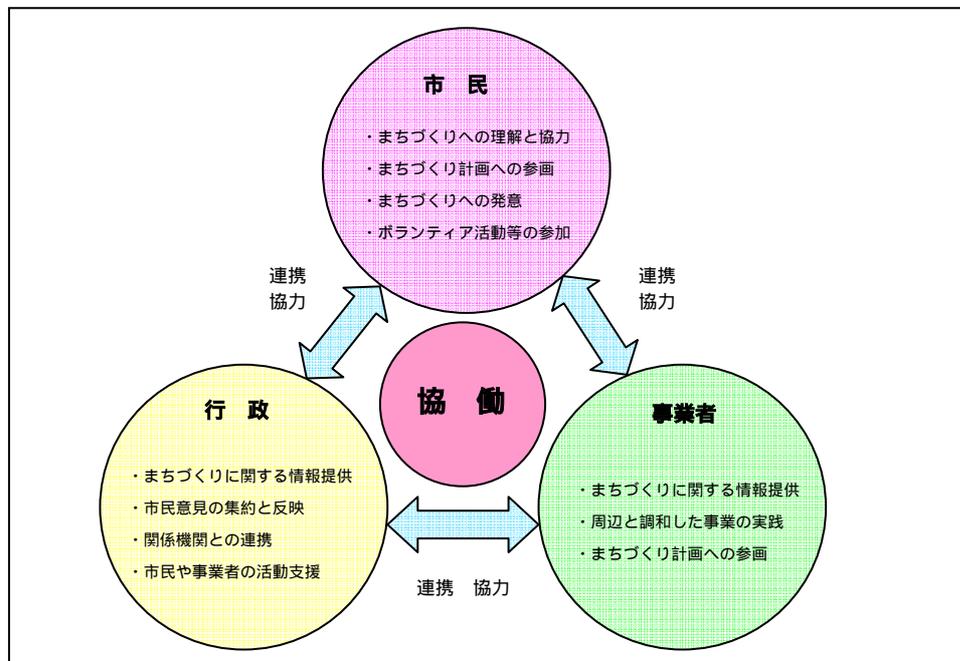
これからのまちづくりには、少子・高齢化や人口減少等の社会構造に向き合い、時代の要請を適切に受け止めながら、選択と集中により、ゆとりと豊かさを実感できるまちづくりを進めていくことが求められています。

そのためには都市計画マスタープランに基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を共有し、連携、協力しながらまちづくりに関わっていくことが必要です。

また、まちづくりを推進するためには、都市計画に加え、商工業、農林業、生活・福祉、防犯・防災、環境等の関連施策と連携した一体的な取組が必要です。

協働によるまちづくり

図 5-1 協働によるまちづくりと役割



都市計画マスタープランの運用

十和田市都市計画マスタープランは、十和田市の都市づくりを進めていく上で目標となるものであり、今後はこの都市計画マスタープランの適切な運用により、より良い都市づくりを実現していきます。

庁内体制の強化

広域的な調整と連携

計画的かつ効果的な事業実施

都市計画マスタープランの見直し

十和田市都市計画マスタープラン

平成 23 年 3 月

十和田市 建設部 都市整備建築課

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

T E L : 0176-23-5111 (代表)

F A X : 0176-21-3533

e-mail : toshiken@city.towada.lg.jp
